

南山法科大学院 2027

人間の尊厳のために

Nanzan School of Law



NANZAN
UNIVERSITY



南山大学長 ロバート・キサラ

南山大学は創立以来、「キリスト教世界観に基づく学校教育」を建学の理念とし、「人間の尊厳のために」という教育モットーを掲げてきました。キリスト教精神によれば、一人一人の人間は一個人としてかけがえのない存在であり、侵すべからざる尊厳を持ちます。

本学では、全ての学生が、自らの尊厳を強く自覚すると同時に他者の尊厳を尊重し、全ての人と協力して社会に貢献できるような人間となるよう、教育を行なっています。

グローバル時代を迎えた現代において法曹に寄せられる社会の期待を考えたとき、人間の尊厳を尊重する南山法科大学院が果たすべき役割は、大変大きいものに違いありません。



法務研究科長 平林 美紀

南山法科大学院は、キリスト教精神に基づく南山大学の教育モットー「人間の尊厳のために」を法曹養成の領域で実践することを目指し、人間の尊厳を基本とした倫理観を身に付け、社会に貢献できる法曹の養成を教育理念としています。社会のあらゆる場面において人間性の回復と人間を中心に置いた思考が求められる現代社会においては、より一層人間の尊厳に対する深い理解が求められているといえるでしょう。

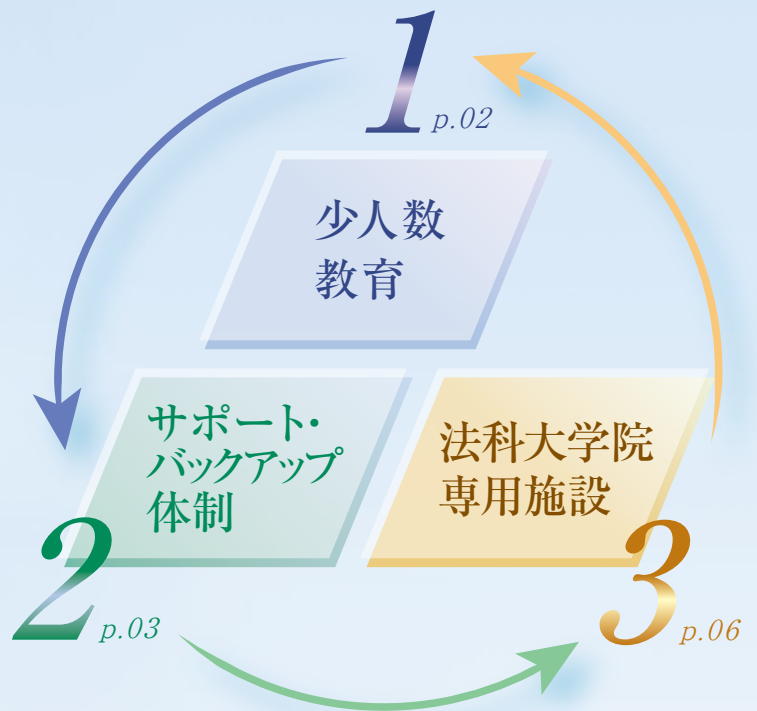
本法科大学院は、今後も、刻々と変化する社会において想起する様々な諸問題に対して、上記教育理念の下、司法に期待される役割を十全に果たしうる法曹を養成したいと考えています。そのため、少人数制の下での、教員と院生の相互の信頼関係を土台とした、質の高い、きめ細やかな双方向教育の実践を目指して務めています。

是非、一人でも多くの方が、本法科大学院で、上記の教育理念を学ぶ場に加わっていただけたらと思います。

南山だからできる

社会貢献できる有為な法曹人養成

南山ならではの3つの特色



1

少人数教育

人間の尊厳を基本とした少人数教育

目指す人間像・・・人間の尊厳を基本とした倫理観を身に付け、社会に貢献できる法曹

法曹養成における「人間の尊厳のために」の理念の実践

変化の激しい21世紀の現代社会においては、社会のあらゆる場面において人間性の回復と人間を中心に置いた思考が求められています。このような現代社会の基本構造を支える存在としての、人間の尊厳に対する深い理解を備えた、豊かな人間性を持つ法曹の養成を目指します。

法曹に不可欠の倫理観と基本的法知識・能力の修得

「人間の尊厳のために」を基本として法曹に必要な基礎的知識を獲得し、人権感覚を持つ社会に貢献できる法曹の養成を目指します。このため、南山法科大学院では、「法律基本科目群」および「実務基礎科目群」と並んで、「人間の尊厳科目群」を開設するとともに、「展開・先端科目群」においては《社会・人権領域》にも焦点を当てたカリキュラムを採用し、人間一人一人の人権を尊重するという基本的スタンスの下に、調査能力、分析能力、問題発見能力、解決能力の修得を目指します。



多様な工夫による基礎・応用能力の養成

多様な教育方法の活用

ソクラテス・メソッドやケースメソッドを用いた授業の他に、実務法曹の養成という目的から多様な教育方法が必要になります。具体的には、ロールプレイングや模擬裁判などのシミュレーション、実務の現場に赴いて学ぶエクスターンシップ、情報ツールを活用したオンライン教育などです。

南山法科大学院では、「模擬裁判」、「法務エクスターンシップ」等の科目においてこのような教育を実践します。

双方向・多方向の授業による少人数教育

ロースクールの教育方法は、従来の大学法学部で主流となっていた大講義室での一方通行講義ではなく、少人数クラスを前提として、双方向・多方向的な授業を行います。

このような授業のモデルとして有名なのが、ソクラテス・メソッドと呼ばれる方法です。また判例を中心として学習を進めるケースメソッドも、効果的に用いられています。

南山法科大学院では、これまで法学部や大学院法学研究科で行われてきた講義・ゼミの長所を残しつつ、双方向・多方向の教育方法を積極的に取り入れています。



2 サポート・バックアップ体制

充実の学生サポートとバックアップ体制

きめ細やかな個別指導体制とバックアップが南山法科大学院の強みです。

充実した学生サポート体制

専任教員による個別指導(指導教員制、オフィスアワー)を受けることができます。また、現役法曹等によるアドバイザー制度を設けています。学習環境面では、個人別キャレルを配置した院生研究室を設け、学習のための十分なスペースを確保しています。

きめ細やかな指導教員制

南山法科大学院では、指導教員制を設けています。専任教員が1人当たり1学年2名程度の学生を担当し、年2回の成績表交付時には、単位修得状況を踏まえた履修指導を行うだけでなく、生活上の様々な相談に個別に応じます。

オフィスアワー

全ての専任教員は、毎週の特定の曜日時間帯をオフィスアワーとして設定していますので、希望する院生は、教員研究室で個別に面談しながら、授業に関する具体的な質問や日頃の学習方法、法科大学院での学習環境に関することについて、個別にアドバイスを受けることができます。

入学前の導入教育

入学後の授業の履修や日々の学習にスムーズに取り組めるよう、合格者対象の導入教育を実施しています。合格者向けガイダンス、司法試験の法学出身合格者の体験談と質疑応答の機会、法科大学院で学ぶ法律基本科目に関する入学直前準備講座を開催し、入学前の学習のサポート体制を整えています。

施設利用生制度(修了生対象)

本法科大学院修了生を対象とした施設利用生制度があります。修了後も、直後の司法試験までは無料で、院生研究室・法科大学院図書室等の施設を利用することができます。



アドバイザー制

アドバイザーは、以下の活動を行っています。



勉強会

在学生や修了生との勉強会を開催します。



学習ガイダンス

アドバイザーが自身の経験を基に、司法試験の勉強法や授業への取り組み方法を説明します。在学生だけでなく、入学試験に合格した入学予定者も参加できます。

アドバイザー弁護士

- 北川 喜郎 (多田法律事務所)
- 加藤 由理 (名古屋伏見法律事務所)
- 岡 厚希 (アイル法律事務所)
- 社古地 健人 (弁護士法人大塚・加藤法律事務所)
- 宮前 浩之郎 (中村・林法律事務所)
- 伊藤 拓也 (シエル法律事務所)
- 加田 千捺 (弁護士法人PRO)
- 木下 智香子 (あきつゆ国際特許法律事務所)
- 吉住 知晃 (大場鈴木堀口合同法律事務所)

南山法科大学院では、アドバイザー制を設けて、院生の皆さんの勉学をサポートしています。2026年度は9名のアドバイザー弁護士が、月に概ね4回ほど、勉強会を開く予定です。アドバイザー弁護士は、いずれも南山法科大学院の出身者です。

勉強会には、未修1・2年生および既修1年生を対象とするゼミ(1年生ゼミ、2年生ゼミ)、また、未修3年生、既修2年生および修了生を対象とするゼミ(ケーススタディ)があります。1年生ゼミは、法科大学院に入学したての院生の皆さんに法科大学院での勉強の仕方を身に付けてもらい、また、法律の文章の書き方の基礎を習得するなど、その後の法科大学院での勉強へのアシストをすることを目的とします。2年生ゼミは、論述問題に答える練習を行います。そして、ケーススタディは、各アドバイザーが例えば憲法のような一つの科目を担当し、勉強会を行います。ここでは、法科大学院の授業で既に学んだことを前提に、より実践的な勉強を行います。

南山法科大学院では、法科大学院生の自主的な学習支援のために、**NANZAN Self-Learning System**を用意し活用しています。**NANZAN Self-Learning System**は、下記のシステムから構成されています。

TKC教育支援システム

基本システムであるTKC教育支援システムによって、法科大学院生は、Web上で授業計画と各回の授業内容を知ることができます。

授業期間が始まると、このシステムの各科目のページに、レジュメのファイルがアップロードされたり、判例や文献が指示されたりするため、それに基づき予習をします。

予習として、[予習案内]などにおいて、レジュメの設問に答えること、事例問題に答えることなどが出されると、法科大学院生は、自宅でも院生研究室でもどこでも、提供された資料を活用して指示にしたがって予習をすることができます。

また、このシステムにおいて、レポートが出題されることもあります。学生がレポートを作成して提出した後、このシステム上で、教員が評価やコメントを返すことが可能となっています。

このシステムにおける各科目のページには、講義で使用されたレジュメなどが保存され、また、課題として復習問題が出されることもありますので、法科大学院生は予習や復習をすることができます。

また、教員と院生が自由に書き込むことができる「Q&A」と「ディスカッション」があり、授業内容についての質問をして教員から示唆を得たり、院生間の議論の場としても利用できます。

このシステムを独創的に活用することによって、法科大学院生の自主的で双方向の学習が可能となっています。

Self-Checking System

Self-Checking System は、自習意欲を尊重し、知識確認を自分で行うためのシステムです。

法科大学院生は、データベースに登録された択一式問題や○×問題を用いて、いつでもどこでもオンラインによる自習を行うことができます。このシステムは授業で学んだ項目について自らの理解度を確認したり、更に発展的な学習を進めるために、各自の意欲に応じた学習をサポートするものです。

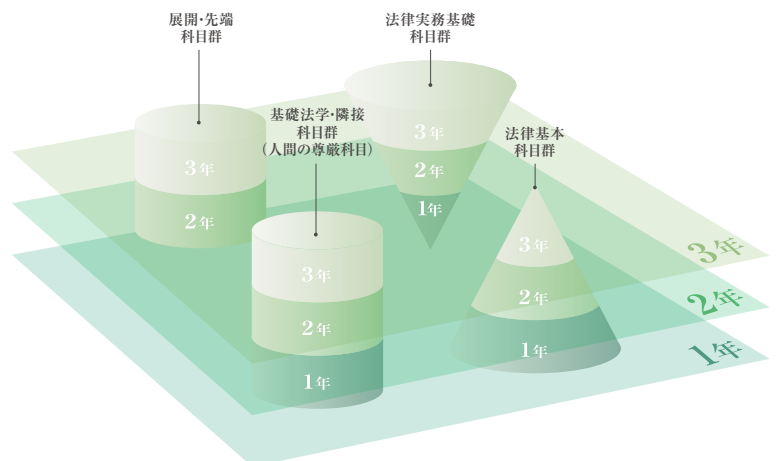
Self-Researching System

第三のシステムである Self-Researching System によって、法科大学院生は、判例・法令・法律雑誌・文献の検索ができる複数のデータベースを、どこからでもいつでも利用することができます。

授業録画システム

法律基本科目群のいくつかの授業を録画し、事後に自由に視聴できるシステムがあります。授業での説明をもう一度確認したい場合や、やむを得ず授業を欠席してしまった場合には、法務研究科図書室内の専用ブースに設置してあるPCにて過去の授業の映像を視聴することができます。

4つの科目群「法律基本科目群」「法律実務基礎科目群」「基礎法学・隣接科目群(人間の尊厳科目)」「展開・先端科目群」を設定しています。特に「展開・先端科目群」では、社会においてより弱い立場にある人々への配慮を忘れず、また、生活者、勤労者の視点を重視する《社会・人権領域》を設け、「医療と法」、「社会保障と法」、「消費者法」などの科目を配置しています。人間一人一人が固有の価値を持っているという観点からものを見る力を身に付けた、社会的使命感を持つ法曹の養成を目指します。



◆ 人間の尊厳を基本とした倫理観を身に付けた、社会に貢献できる法曹 ◆

基本科目を中心としつつ、実務応用能力・実務感覚を養う教育

「法律基本科目群」において基礎的な力をじっくりと修得し、基礎的な実力を土台とした上で、「法律実務基礎科目群」はもちろん、「展開・先端科目群」においても、実務家による科目を数多く配置して、法曹として備えるべき資質・能力を育成するとともに、実務的な感覚を学ぶことができるカリキュラムを組んでいます。

2022年度から、リーガルライティングの充実を図るため、開講回数を増やし、本研究科出身の弁護士を教員に加えました。

2024年度から、司法試験選択科目の学習を充実させるため、経済法・国際私法に関する科目を増設・再編しました。

2025年度から、事例研究に関する科目を増設・再編しました。

【2025年度】 ※2025年4月現在のカリキュラムです。内容は変更になる場合があります。

○内数字は単位数

科目群	単位数	基礎科目 応用科目の別	1年		2年		3年	
			春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
必修科目	公法系	基礎科目	憲法(人権)②	憲法(統治)②	行政法②			
		応用科目			憲法(憲法訴訟)②	憲法演習② 行政法演習②		
	民事系	基礎科目	民法(契約法)④ 民法(物権法)② 民法(家族法)②	民法(不法行為法)② 民法(担保法)② 商法(会社法)④ 商法(商法総則・商行為法)②	民事訴訟法I②	民事訴訟法II②		
		応用科目			民法演習I② 商法演習②	民法演習II②	民事訴訟法演習②	
	刑事系	基礎科目	刑法I④		刑法II② 刑事訴訟法I②	刑事訴訟法II②		
		応用科目				刑法演習②	刑事訴訟法演習②	
法律実務基礎科目群	14			民事法演習(要件事実1)②	民事実務総合研究 (民事裁判の実務)②	民事実務演習(要件事実2)② 民事法研究(専門訴訟の実務)② 法曹倫理②	刑事実務総合研究② 刑事実務演習②	
小計	70		14	12	16	14	10	4
選択必修科目	法律基本科目群	4	基礎科目	憲法基礎研究② 民法基礎研究② 刑法基礎研究②				
	基礎法学・隣接科目群 (人間の尊厳科目)	4		法と人間の尊厳(歴史の視点)、法と人間の尊厳(哲学の視点)など				
	展開・先端科目群	12*				※司法試験の選択科目については、更に選択必修 労働法(個別紛争)、倒産法務(破産)など		
	小計	20				20		
選択科目	法律基本科目群	12	基礎科目	リーガルライティング②				
	応用科目			公法事例研究I・II、民法事例研究I・II、刑法事例研究など				
	法律実務基礎科目群				法務エクスターン シップ②		模擬裁判② 紛争解決(ロイヤリング)②	
	基礎法学・隣接科目群 (人間の尊厳科目)			法と人間の尊厳(歴史の視点)、法と人間の尊厳(哲学の視点)など				
	展開・先端科目群					※司法試験の選択科目については、更に選択必修 労働法(個別紛争)、倒産法務(破産)など		
小計	12				12			
合計履修単位数	102		18	18	18	20	18	10

■上の表は、標準修業コースのもので、法学既修者のための2年コースは、標準修業コース1年次配当科目のうち法律基本科目を一括して30単位認定し、2年次配当科目から履修します。

現場で学ぶ法曹実務と法曹倫理

◆ 法務エクスターンシップ

「法務エクスターンシップ」として、法律事務所に一定期間学生を派遣し、実務に直接触れることを通じた研修の機会を用意しています。

指導を担当する実務指導弁護士は、司法修習生等の指導経験が豊富で、弁護士として誠実に職務を行い後輩の指導にも情熱を持っている弁護士です。

学生の皆さんは、法律事務所身を置き、生の事件・紛争を前提に、教室で学んできたことが現場でどのように活かされているのかを直接に見聞することになります。面接、交渉、訴訟準備のための調査、証拠収集、文書作成等に関わり、実務を学ぶとともに、弁護士としての姿勢や考え、倫理を学ぶことができます。同時に、法曹になるためのモチベーションを高めるといった効果も大いに期待できます。

短期間のエクスターンシップをより実効的にするため、派遣前のガイダンス、法廷傍聴と派遣後の報告会も予定しています。



法務エクスターンシップ責任者
北川 ひろみ 教授
弁護士

エクスターンシップ委嘱先 法務エクスターンシップ提携事務所

- | | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| 池田 伸之(池田総合法律事務所) | 額田 和義(額田・吉野法律事務所) |
| 伊藤 陽児(久屋大通法律事務所) | 雑賀 正浩(恵沢法律事務所) |
| 岡田 千絵(鹿倉法律事務所) | 柴田 義朗(柴田・羽賀法律事務所) |
| 奥村 哲司(セントラル法律事務所) | 園田 理(園田法律事務所) |
| 加藤 健一(大塚・加藤法律事務所) | 多田 元(多田法律事務所) |
| 加藤 陸雄(加藤・川副法律事務所) | 堤 真吾(堤・安田法律事務所) |
| 金井 正成(かない法律事務所) | 富田 隆司(陽明法律事務所) |
| 川上 明彦(オリンピック法律事務所) | 中山 信義(中山共同法律事務所) |
| 北川 ひろみ(南館・北川・木村法律事務所) | 西脇 明典(西脇法律事務所) |
| 専任教員「法曹倫理」 | 平林 拓也(アイ・パートナーズ法律事務所) |
| 「紛争解決(ロイヤリング)」 | 村上 文男(弁護士法人愛知総合法律事務所
名古屋丸の内本部事務所) |
| 「法務エクスターンシップ」 | 村瀬 俊高(奥相・村瀬法律事務所) |
| 「模擬裁判」担当 | 村橋 泰志(あゆの風法律事務所) |
| 木下 芳宣(木下法律事務所) | 森 亮爾(アール・イー総合法律事務所) |
| 久志本 修一(久志本法律事務所) | |
| 専任教員「民事実務演習(要件事実2)」 | |
| 「不動産法務」「民事実務総合研究(民事裁判の実務)」 | |
| 「模擬裁判」担当 | |

3 法科大学院棟の 施設・設備

法科大学院のための 整備された教育施設と充実した設備

法科大学院棟(A棟)

建物規模は地上7階、地下1階、建築面積5,930平方メートルで
棟内には、模擬法廷、院生研究室、図書室、ラウンジが備えられており
法務研究科生は8:00~23:00の間、土日祝日も利用することができます。



教室

棟内には、80人収容の教室が4室、40人収容の教室が4室設置されています。



模擬法廷

実際の法廷と同様に作られた教室です。ここでは「模擬裁判」の授業が行われ、法律の知識を
実際の裁判実務でどう生かすかを体験しつつ修得します。



図書室

法科大学院の図書室は、1階に各法分野の教科書等の基本文献と新着雑誌、
2階に判例集や各種法律雑誌や紀要類を所蔵し、いずれのフロアーにも
自習用スペースとコピー機があります。



院生研究室

院生研究室8室には、一人一人に専用のキャレルとロッカー各15を配置しています。



ラウンジ

法科大学院のラウンジは、仲間とのランチタイムや休憩時の談話スペースとして、
自由に利用できます。自動販売機も設置しています。



事務室

1階の玄関を入った所にあります。在学中の各種手続や各種問い合わせは、
こちらで受け付けています。



公法



教授 實原 隆志 JITSUOHARA Takashi

担当科目 憲法(憲法訴訟)、憲法基礎研究、リーガルライティング、憲法演習、公法事例研究Ⅰ・Ⅱ

憲法は最高法規にして、国家の基本法ですが、実際の法の大部分は一般法であり、それらは立法者によって整備されます。それでも、立法者による法整備は憲法の枠内にとどまるものでなければなりません。法律を適用する行政も憲法に則った措置を取ることが求められます。そして、裁判所がそれらをチェックしています。このように、国家を運営していくために

は立法・行政・司法がそれぞれの役割を果たさなければなりません。その在るべき姿を、皆さんと一緒に考えたいと思います。



教授 榊原 秀訓 SAKAKIBARA Hidenori

担当科目 行政法、行政法演習、公法事例研究Ⅰ・Ⅱ

行政法は、行政の作用(活動)に関する行政法総論と、権利利益の救済に関する行政救済法に分かれます。行政訴訟提起による違法性の争い方を学ぶこととなります。作用法には、他の法分野とは異なり、一つの基本的な法律ではなく、無数の法律があります。心配いりません。法的仕組みさえ理解できれば、具体的な法律で応用できます。行政救済法は、2004年に

改正された行政事件訴訟法が重要です。状況や時間軸に応じて訴訟の種類を考え、主な訴訟要件を充足するか理解できれば良いわけです。一般的に、ベテランの法曹は行政法を勉強していません。若手の法曹の方が行政法をよく知っています。時代は、訴訟で議論をリードできる皆さんを待っています。



教授 洪 恵子 KO Keiko

担当科目 国際法

国際法は主として国家間の関係を規律するルールです。今日、国際社会における「法の支配」の重要性が強調されていますが、国家は主権を持っており、実際には他国や国際機関が国家に対してルールを守ることを強制する仕組みはほとんどありません。しかしだからといって国際法が法としての実効性を備えていないのではなく、国際法は、国際法特有の仕方

で国家の行為規範として機能し、現実の国際関係を支えています。国際法の授業においては、そうした(国内法とは異なる)国際法の特徴に留意しながら、様々な国際法のルールを学んでいただきます。

民事法



教授 平林 美紀 HIRABAYASHI Miki

担当科目 民法(契約法)、民法基礎研究、民法演習Ⅰ、民法事例研究Ⅱ

皆さんの中には、明治時代に作られた民法に大改正があり、2020年4月より施行されていることをご存知の方もいらっしゃるでしょう。私が担当する「民法(契約法)」は、まさにその改正の対象となった分野をカバーします。実務家を目指す方には、もしかすると改正前の条文、学説、判例は過去の遺物にしか見えないかもしれませんが、改正はそれらの膨大な蓄積の成果です。な

ぜ改正されたのかを知ることで、新たなルールについてもより深い理解が可能となるでしょう。そして、将来、あなた自身が、民法の担い手の一人として、新しい判例や理論を作っていくことを私は期待しています。その時の助けになるような基礎力を付けるための授業を目指して、私も努力していきます。



教授 深川 裕佳 FUKAGAWA Yuka

担当科目 民法(物権法)、民法(担保法)、民法演習Ⅱ、民法事例研究Ⅰ

民法は市民生活の基本法といわれ、私たちの生活に身近な法律です。そのうち、担保法では、金融活動において重要な役割を果たす「担保」にどのような手段があるかということを知ることができます。担保法の分野では、民法に規定のある手段だけでなく、判例によって形成されてきた手段も重要です。そこで、条文、判例、学説をバランスよく学ぶことが必要です。

特に担保物権法は技術的性格が強く、理解が難しいともいわれ、学習上の不安があるかもしれません。このような懸念を払しょくするには、判例に表われた事例等を利用して具体的に学ぶと良いと思います。講義でも、できるかぎり具体例を示して、受講生と一緒に検討したいと思います。

鋭敏な教授陣による基本科目、熟練の実務法曹による実務基礎科目、そして、人間の尊厳科目、展開・先端科目を担う豊かな学識とキャリアを誇る教授と実務法曹による充実の陣容。

民法



教授 今泉 邦子 IMAIZUMI Kuniko

担当科目 商法(商法総則・商行為法)、商法演習、支払決済法

南山法科大学院では、商法・会社法のうち、会社法を4単位、商法総則商行為法を2単位、手形小切手法を2単位、金融商品取引法を2単位の科目として開講しています。会社法だけでも1000条程度も規定のある大きな法典なので、それなりに勉強の仕方に工夫がいります。会社は資本主義における生産活動の担い手であるため、法曹が会社の活動を

支援する場合も、会社と敵対する場合も多くあるはず。法曹にとって重要な分野ですので、学生の皆さんの学修をお手伝いしたいと思います。



教授 永江 亘 NAGAE Wataru

担当科目 商法(会社法)、法と人間の尊厳(企業倫理と法)、金融商品取引法

目まぐるしい速度で変化する企業社会には、絶えず新しい技術・文化的な革新がもたらされます。企業はこれらを用いることで効率性の向上を志向する一方、このような変化が社会全体のレベルで見た場合に多くの問題をもたらす場合も少なくありません。このような場合、法に社会全体の利害を調整するための介入が要求される場面があります。背景にある問

題意識を十分に理解した上で、具体的な条文を丁寧に参照しながら、社会経済の重要な担い手である企業にどのような倫理遵守を求めるかについて考えましょう。



教授 石田 秀博 ISHIDA Hidehiro

担当科目 民事訴訟法Ⅰ、民事訴訟法Ⅱ、民事訴訟法演習、民事訴訟法事例研究、模擬裁判

民事訴訟法は、民事裁判の手続法ですが、一昔前には「眠素」と呼ばれるなど、難解でつまらないとのイメージで語られることもあり。法曹志望者の中で、「眠素」という人はいないでしょうが、技術的要素が多い、非常に難解な分野というイメージをお持ちの方もいらっしゃるでしょう。しかし、実際の民事裁判は生身の人間の切実な利害に関係するものですか

ら、単なる技術的な思考だけでは追いつきません。手続という点だけに拘泥すると、民訴が苦手科目になる民にはまりこんでしまいます。民訴が、「眠素」や「眠素」にならないよう、動的な論理的思考力を学んでください。

刑事法



教授 末道 康之 SUEMICHI Yasuyuki

担当科目 刑法Ⅰ、刑法基礎研究、法と人間の尊厳(生命と法)、刑法演習、刑法事例研究

法律基本科目の刑法科目を担当しています。刑法学は理論的な学問であり、刑法解釈を的確に行うためには、体系的な理解が重要です。ただし、概念法学に陥らないために、刑法解釈においては、理論的な整合性と同時に、社会的妥当性を確保することも必要となります。司法試験においては、刑法総論・各論の基本的な概念を正確に理解した上で、事例におけ

る論点の適切な把握や事例を解決するための論証力が求められます。法律学の勉強に近道はなく、基本書を正確に読み込み、判例を熟読し判例の射程を正確に把握することが、刑法解釈を的確かつ正確に行うために重要となります。講義案等の資料を事前に配付しますので、主体的に授業に参加してください。



教授 榎本 雅記 ENOMOTO Masaki

担当科目 刑事訴訟分野担当(2026年度は留学中)

刑事訴訟法関連の科目を担当します。以前はあまり動きがなかった刑事司法が近年、激動の時代を迎えています。2016年の改正だけでも、取調べの録音・録画制度の導入、協議・合意制度・刑事免責制度の新設、被疑者国選弁護制度の拡大、証拠開示制度の拡充など、重要な制度改革が目白押しでした。まだまだこれからもしばらくは、重要な法改正や制度変更が続く見込みです。ただ、目まぐるしく変化する制度に目を向けることは

もちろん大事ですが、それ以上に変わらないもの、変わるべきではないものについて地に足のついた検討を重ねることが、皆さんにとってはより重要かもしれません。まずは、条文に常に注意を払い、判例をじっくり読解し、自由に創造的な解釈が可能になるための基礎体力を付けましょう。学ぶほどに、解釈論が予想以上に自由度の高いものであることを実感できると思います。ともに学べることを楽しみにしております。

民事・刑事実務



教授・弁護士 久志本 修一 KUSHIMOTO Shuichi

担当科目

民事法演習(要件事実1)、
民事実務演習(要件事実2)、
模擬裁判、不動産法務

民事法演習(要件事実1)は、民法を主張立証責任の分配の視点から学び直すもので、要件事実の基本を学びます。民事実務演習(要件事実2)は、民事法演習(要件事実1)での要件事実の学習を基礎に、更に発展させ、具体的な事例を教材として、民事訴訟という場での攻撃防御方法を中心に学習します。模擬裁判は、具体的紛争を題材に、裁判手続を実践し、これ

までに学んだ民法と民事訴訟法の知識の理解を深めます。不動産法務は、不動産を巡る法律問題を中心に、具体的な事例を通じて実践的な考察を行います。いずれの科目も、実務的な視点から、実体法の理論を確認しつつ、法的思考能力を養うトレーニングを行っていきます。



教授・弁護士 北川 ひろみ KITAGAWA Hiromi

担当科目

法曹倫理、紛争解決(ロイヤリング)、
法務エクスターンシップ、模擬裁判

法曹倫理では、法曹という専門家としての社会的責任を理解した上で、倫理的関心と倫理的思考を身に付けることを目標とします。ケーススタディを中心に据え、法曹としての倫理が求められる理由と求められる倫理を追究する上での悩みを多角的な視野で考えます。ロイヤリングと模擬裁判では、具体的な民事事件・紛争を題材として、学んだ知識・法的思考を

実践し、理解を深めていきます。いずれの科目も、法務エクスターンシップとともに、実践的な学習をする場であり、その学習をサポートするべく弁護士としての経験を生かした授業を展開したいと考えています。



教授・弁護士 杉浦 徳宏 SUGIURA Tokuhiko

担当科目

民事法研究(専門訴訟の実務)、
民事実務総合研究(民事裁判の実務)、
民事執行・保全法、法曹倫理、紛争解決(ロイヤリング)

長く民事裁判官をしていた経験から講義を組み立てています。民事実務総合研究では民事裁判の現状と課題について考えます。考えるだけでなく、実際に法廷傍聴したり、主張整理案や判決書を作成したりしてもらいます。民事法研究では医療訴訟を中心とした専門訴訟の現状と課題について考えます。考えるために実際に患者側に立って訴状を作成してもらいます。

民事執行・保全法では、権利実現のためどうしたらよいかを学びます。これらは、先に学ぶ民法、商法、民事訴訟法などが実際にはどう実現されるのかを学ぶものです。

兼任・兼担教員(単位互換先を含む) 2026年度現在 ※五十音順

名古屋法務局所属公証人 池田 信彦 IKEDA Michihiko ● 刑事実務演習
本学法学部 准教授 生駒 俊英 IKOMA Toshihide ● 民法(家族法)
兼任講師 弁護士 上野 泰好 UENO Yasuyoshi ● 倒産法務(破産) ● 倒産法務(民事再生)
本学法学部 教授 岩本 学 IWAMOTO Manabu ● 国際私法A ● 国際私法B
本学法学部 教授 王 冷然 OH Reizen ● 民法(不法行為法) ● 民法基礎研究 ● リーガルライティング
本学法学部 教授 大山 徹 OYAMA Toru ● 刑法II ● 刑法演習 ● 法と人間の尊厳(生命と法)
本学法学部 教授 岡田 悦典 OKADA Yoshinori ● 刑事訴訟法I-II ● 刑事訴訟法事例研究 ● 法と人間の尊厳(犯罪被害者と法) ● 刑事訴訟法演習

本学法学部 教授 緒方 桂子 OGATA Keiko ● 労働法(個別紛争) ● 労働法(集団紛争)
兼任講師 弁護士 上山 晶子 KAMIYAMA Akiko ● 刑事実務総合研究 ● 法曹倫理
兼任講師 弁護士 柄沢 好宣 KARASAWA Yoshinobu ● 医療と法
静岡大学 教授 小林 道生 KOBAYASHI Michio ● 保険法
本学法学部 教授 齊藤 高広 SAITO Takahiro ● 経済法A ● 経済法B
本学法学部 教授 佐藤 勤 SATO Tsutomu ● 商法事例研究
本学法学部 教授 沢登 文治 SAWANOBORI Bunji ● 憲法(人権)

兼任講師 弁護士 社古地 健人 SHAKOJI Kento ● リーガルライティング
本学法学部 教授 菅原 真 SUGAWARA Shin ● 憲法(統治)
本学法学部 教授 田中 実 TANAKA Minoru ● 法と人間の尊厳(歴史の視点)
兼任講師 弁護士 堤 真吾 TSUTSUMI Shingo ● 企業法務(会社法務)
本学法学部 教授 豊島 明子 TOYOSHIMA Akiko ● 行政法 ● 行政法演習 ● 地方自治法 ● 社会保障と法
名古屋大学 教授 中東 正文 NAKAHIGASHI Masafumi ● 企業法務(ビジネス・プランニング)
本学法学部 教授 服部 寛 HATTORI Hiroshi ● 法と人間の尊厳(哲学の視点)

兼任講師 弁護士 不破 佳介 FUWA Keisuke ● 知的財産権法A ● 知的財産権法B
中央大学 教授 洞澤 秀雄 HORASAWA Hideo ● 環境法
本学法学部 准教授 本部 勝大 HOMBU Katsuhiko ● 税法
静岡大学 教授 正木 祐史 MASAKI Yushi ● 少年法
本学法学部 准教授 水留 正流 MIZUTOME Masaru ● 法と人間の尊厳(犯罪被害者と法) ● 法と人間の尊厳(生命と法) ● リーガルライティング
名古屋大学 教授 宮木 康博 MIYAKI Yasuhiro ● 刑事訴訟法事例研究
福山女学園大学 准教授 山本 将成 YAMAMOTO Masanari ● 企業法務(ビジネス・プランニング)

※五十音順

司法試験合格実績

Bar Examination

南山法科大学院は 着実な合格実績を挙げています。

南山法科大学院は、令和7年司法試験において3名の合格者(予備試験合格者1名を含む)を出し、今までの累計合格者数は156名となりました。令和6年度までの修了者数の合計は369名ですので、修了者数に占める合格者の割合は42.3%です。

■ 司法試験合格者累計

156名 (予備試験合格者2名を含む)
※令和7年までの累計

南山法科大学院の教育には司法試験 合格との強い相関性があります。

南山法科大学院の教育には、司法試験合格との強い相関性があります。過去のデータから、南山法科大学院の教育と司法試験合格との強い相関性が示されています。また、南山法科大学院では、入学試験成績による給付奨学金と並んで、在学中の学業成績が一定水準以上の優れた在学生に対しても給付奨学金制度を設けています。給付奨学金を受給していた修了生の多くが、司法試験合格を成し遂げています。

以上の点は、南山法科大学院の少人数制によるきめ細やかな教育の成果であるとともに、南山法科大学院の教育と司法試験合格との強い相関性を示すものであるといえるでしょう。

■ 司法修習終了後の進路

弁護士	検察官	裁判官	その他	計
143	4	1	4	152

※令和7年度までの累計

先輩弁護士からのメッセージ

Message from the senior lawyers



弁護士法人大塚・加藤法律事務所

社古地 健人 弁護士

私は、2017年に南山大学法科大学院を修了し、1年間の司法修習を経て、弁護士として働いています。所属する事務所では、交通事故、賃貸借に関する事件を中心に、家事事件、倒産事件その他一般民事事件を広く取り扱っています。また、個人としては、刑事弁護(国選事件)や弁護団活動(消費者被害)にも取り組んでいます。

私は、大学生の頃に、法律という社会的なルールを解釈・適用して世の中の様々な争いごとを解決に導くという専門性とそれに伴う責任感のある弁護士の仕事に心惹かれて、この仕事を志すようになりました。実際に弁護士になってみると、一つ一つ違う顔を持つ受任事件について、適切な解決法を考える際には想像以上の悩みがありますが、まさに自分が弁護士を志した当初に思い浮かべた責任感とそれに伴う“やりがい”のある仕事であることを実感します。

さて、このパンフレットをご覧になっている方には、「弁護士(法曹)に興味はあるけど、法律は難しく勉強に自信がない」と思っている方も多いのではないのでしょうか。大丈夫です。私は学生時代どころか弁護士になってもなお法律は難しいと痛感しており、むしろその感覚が正常かつ健全であるとさえ思います。確かに法律は難しいですが、様々な時代の人々が知恵を振り絞って考えた紛争解決のためのルールであり、日本語で書かれていることに違いはないので、正しい方法で時間と労力をかければ着実に理解が進んでいくことに間違いはありません。興味があるのに法律の勉強に自信がないという理由のみで将来の選択肢を狭めてしまうのは非常にもったいないと感じます。

南山大学法科大学院には、熱意のある学生が集中して法律の勉強に取り組むことのできる環境が整っています。少人数の利点として、学生と教員との距離も近く、少しでもわからない点があれば気軽に質問に行くことができます。私自身も、大学院で仲間と切磋琢磨した日々が今の自分を支えていると感じています。このパンフレットをご覧になって、少しでも法曹になりたいという気持ちが芽生えた方は、ぜひ南山大学法科大学院で、その夢を実現していただければと思います。

司法試験合格者からのメッセージ

Message from the successful applicants

合格者の声 Voice 1

小川 知里

2022年3月 標準修業コース修了

1 南山大学法科大学院の魅力

私は他大学の法学部を卒業後、民間企業に就職しましたが、司法試験に挑戦しよう一念発起し、南山大学法科大学院に入学しました。南山大学法科大学院は、学生一人一人に専用のキャレルが与えられるため、自宅とも図書館ともまた違う、自分だけの勉強スペースを作ることができます。また、学生数がそこまで多くないため、ゼミを組んだり、休み時間に談笑したりと、学生同士の関係を密に築くことができます。学生と先生との距離も近く、気軽に質問や相談をすることができるので、勉強に行き詰まったときは何度も助けていただきました。総じて、南山大学法科大学院は、勉強に専念できる環境が整っています。

2 司法試験に向けた勉強について

私が今回司法試験に合格するにあたりやったことは、①論証を理解して覚える、②問題集を回す、ということです。

①について、私はこれまで論証の暗記から逃げており、論点を理解していれば必ずと論証も導き出せると甘い考えを持っていました。しかし、司法試験の本番はとに

かく時間との勝負であり、いちいち論証を考えることは不可能かつ非効率的です。論証の暗記はとても苦しい作業で骨が折れますが、論証の流れと大事なキーワードとさえ覚えれば、未知の問題にも応用することができます。

②については、とにかく速く何度も回すということを意識しました。最初はフルで起案し、答案の流れや文量のメリハリをつける感覚を掴むことを大事にしました。2回目以降は答案構成のみを行い、①でインプットした知識を効率よくアウトプットすることを意識しました。

3 これから司法試験に挑戦しようとする方へ

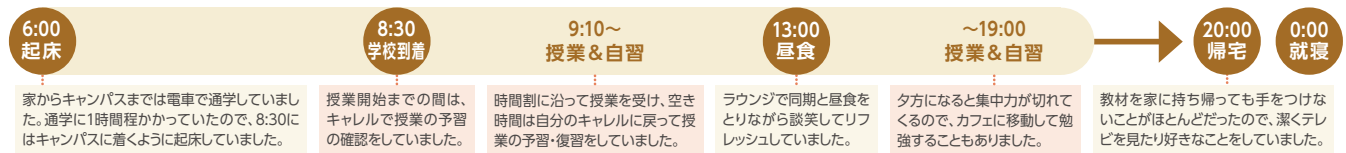
2026年度から司法試験はCBT方式になり、これまでとは違った対策も必要になるかと思えます。しかし、勉強することは何ら変わらず、地道にインプットとアウトプットを繰り返すことが合格への鍵です。勉強は孤独な戦いになりがちですが、自分の殻にとじこもらず、先生や周りの仲間を頼って、1年でも早く合格を掴み取ってください。心から応援しています。

私のライフスタイル

勉強法

論証集及び問題集をひたすら回しました。定期的に答案を添削してもらい、自分の現状を知ることが大事です。

1日のスケジュール



リフレッシュ法

友達と食事に行ったり、映画やドラマを観てリフレッシュしていました。

勉強時間

平均すると1日7、8時間程度だったと思います。それ以上やると身体的・精神的に影響が出るので、量より質を重視して勉強していました。

学費のやりくり

親からの援助がメインです。

合格者の声 Voice 2

新海 諒河

2026年3月 法学既修者コース修了

私が司法試験で論文の力を伸ばすのに必要だと思ったことは主に次の3つです。

1つ目は、定義・規範等の正確な記憶です。法的な概念や論点を頭では理解していても答案に書ける形で文章化するのには難しく、また本番で基本的な定義や規範を考えている時間的余裕はないので、反射的にそれが書けるようになるまで正確に記憶に定着させる必要があります。私は定義や規範を定着させるために、朝と寝る前30分や1時間とか自分で時間を決めて、定義や規範を紙に書いたり、口に出して読んで繰り返して積極的に記憶の時間を設けていました。こういった作業は無味乾燥で本当に苦痛ですが、意識的にこういった時間を設けずに、ずっと起案の都度教科書などを参照して書いているようだと、全然記憶として定着しないので論文がなかなか書けるようにならないと思います。

2つ目は、受験生のレベルの相場感をつかむことです。司法試験の問題には、受験生の多くが知っているような典型問題とほとんどの受験生が知らない現場思考問題があります。司法試験は相対評価の試験ですので、周りの受験生が書けない現場思考問題は自分もうまく書けなくても合否にあまり影響しませんが、逆に受験生みんなが書ける典型問題で書き負けると致命傷になってしまいます。典型問題は書き負けないように厚く書き、現場思考問題は考え込んで時間を浪費しないよう無難に済ませるように、周りの受験生のレベルの相場感を意識して答案でメリハリを付けることが重要だと思います。

3つ目は、配点を意識することです。科目にもよりますが、司法試験の問題には設

問ごとに配点割合が示されています。配点を意識するとは、自分の筆力から逆算して、配点割合に従って設問ごとにあらかじめ書く枚数の目安を付けておくことです。具体的に言うと次のようになります。私の場合は、答案1枚書くのに15分前後かかっていました。司法試験は1科目120分ですので、仮に答案構成が30分で終わったとしたら、残り90分答案の作成に当てられることになります。15分で1枚という上記の私の筆力からすれば単純計算で全部で6枚書けることになります。そして、設問1と2の配点割合が1:2だとしたら、この割合に従って6枚を設問ごとに割り振って、設問1で2枚、設問2で4枚くらいとあらかじめ書く枚数の目安を付けます。この場合に、設問1が分かるからといって3枚、4枚とか書くのは明らかに書きすぎで配点の高い設問2が途中答案になってしまいます。司法試験は試験時間が相当シビアですので、私も途中答案にはかなり悩まされましたが、このように配点を意識することで、途中答案を減らすことができました。また、必然的に配点の高いところをたくさん書き、少ないところで控えめに書くことになるので、得点効率が上がります。さらに、配点の高い設問は論じるべき事項が多いはずなので、配点の割に答案構成がスカスカだったら何か論点を落としているのではないか、という推測が働かぬため、答案構成の段階で論点落としに気づきやすくなります。このように、配点を意識するだけで、途中答案の防止、得点効率の向上、論点落としの感知という3つのメリットがあり、一石三鳥なのです。

私のライフスタイル

勉強法

学部の際は基本書や判例集を読み込むなどのインプット中心の勉強をしていたので、法科大学院では演習書や過去問で知識をアウトプットする勉強を中心にして、論文を書く能力を伸ばすように意識しました。知識があることとそれを文章として書けることは別の問題なので、やはりアウトプットは重要だと思いました。

リフレッシュ法

集中力が切れたら、お菓子を食ったり、音楽を聴いたり、動画を見たりするなどして、勉強から離れるようにしていました。また、勉強する場所を意図的に変えて気分転換をしていました。普段は学校のキャレルで勉強していましたが、大学の図書館やカフェなど場所を変えることでリフレッシュになりました。

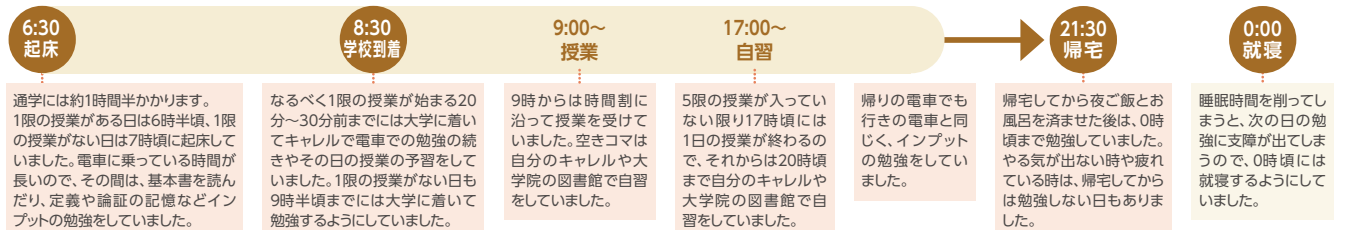
勉強時間

電車での勉強も含めると1日12時間以上は勉強していたと思います。ただ、机に向かっていても、ぼーっとして集中力が切れている時もあったので、本当に意味のある勉強ができていた時間は10時間くらいだったのかなと思います。

学費のやりくり

学部からのアルバイトの貯金と法科大学院からの給付型の奨学金で支払いました。

1日のスケジュール



私が、南山大学法科大学院に入学したのは2020年、まさにコロナ禍でした。在学生との交流会は中止、授業開始は3週間遅れ、開始された授業はオンライン、お店は休業中のため書籍も買えない、そんな状態からロースクール生活が始まりました。

不安要素がたくさんある中で開始したロースクール生活でしたが、少人数であることもあり、先生方は、オンライン上でコミュニケーションをとってくださったり、メールでの質問対応をしてくださったりしました。それから、事務室の方も、オンライン授業が繋がらない時はすぐに対応してくださいました。大学としても、換気のためのサーキュレーターをすぐに各研究室に配置してくださいました。

このように、南山ローには、コロナ禍でも不自由なく勉強できる環境を整えていただきました。

司法試験は、試験当日の試験時間が長く、心身ともに苛酷な試験であることは明白です。当日の苛酷さに目がいてしまいがちですが、司法試験受験までの学習期間は年単位となり、かなり長いです。長い受験勉強をする場所となるロースクールが、よい環境であることに越したことはありません。

南山ローは、環境の変化に柔軟に対応し、その時に最善の学習環境を整えてくださいます。

司法試験は、次回からCBTで実施されます。演習方法や受験方法、出願方法が変わるなど、不安要素がたくさんあると思います。南山ローは、コロナ禍をも柔軟に対応してくださっていますので、CBTへの対応も柔軟にしてくださいと思います。

ぜひ、南山ローで司法試験合格を掴んでほしいです。

私のライフスタイル

勉強法

在学中は、奨学金の継続や上位合格したいという目標のため、睡眠時間を削って勉強することもありました。最後の1年は、意識的に休息するように心がけました。

リフレッシュ法

百貨店のおいしいお菓子やお惣菜を買って食べて気分転換していました。特に雑事は週1ペースで変わるので、楽しみでした。

勉強時間

アルバイトの勤務時間が不規則だったので、「[O時間]と決めることはせず、勤務時間以外を勉強にあてるようにしていました。もともと、勉強時間がゼロの日はつづらない、日付が変わる前に寝る、の2つは意識していました。

学費のやりくり

南山大学から奨学金の給付を受けていました。

1日のスケジュール (修了後)

6:30 起床	9:00~16:00 アルバイト	17:00~20:00 勉強	20:00~21:30 夕食・入浴	21:30~ 勉強	23:30 就寝
起床後は、どんなに食欲がなくても、ヨーグルトなど、何かしらの朝食を食べるようにしていました。	アルバイトは、早番・遅番・通しの日がありましたので、勤務時間以外を勉強にあてるようにしていました。休憩時間は、電子書籍で勉強したり、短答をTKCを使って勉強したりして、隙間時間を有効活用していました。	2時間以上の固まった時間をとれる日に、フル起床をし、短い時間をたくさんとれる日は、短文事例問題や短答の学習をしました。	在学中から、夕食は家族と食べるようにしていました。	寝る前の時間は、演習よりも暗記事項や起案の復習を中心に学習しました。	7時間以上の睡眠を心がけました。日付が変わる前には布団に入るようにしていました。

司法修習体験記

大場鈴木堀口合同法律事務所 吉住 知晃 2023年 司法試験合格

1. はじめに

私は、在学中受験制度を利用して令和5年司法試験に合格し、令和6年3月に南山大学法科大学院既修者コースを修了、同月から令和7年3月までの約1年間を司法修習生として過ごしました。現在は、弁護士として法律事務所勤務しています。

司法修習とは、司法試験合格までに身につけた基礎的素養を前提として、法律実務に関する知識・技法等を習得し、二回試験(司法修習生考試)に合格することで、法曹(裁判官・検察官・弁護士)となる資格が与えられる研修制度です。

本稿では、これから法曹を目指す皆さんへ、私が体験した司法修習生としての生活をお話します。

2. 司法試験合格発表から司法修習開始まで

在学中受験制度の利用者は、司法試験に合格しても、法科大学院を修了できないと司法修習を受けることができません。

そのため、合格後も授業を受ける必要があり、弁護士志望の場合は就職活動も平行して行わなければならないかもしれません。さらに、研修所の教材(白表紙)が届き、事前課題も出されていたため、ゆっくりと修習の準備をする余裕はありませんでした。

3. 導入修習(約1ヶ月間)

司法修習は、大きく分けて導入修習・実務修習・集合修習が存在しますが、導入修習と集合修習は司法研修所(埼玉県和光市)で行われます。そのため、通所が可能な修習生を除き、司法研修所に併設されている寮へ移動することになります。

司法修習で学ぶ科目は、主として民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護の5科目(二回試験の対象)です。

講義内容は、座学だけでなく、グループディスカッションや実技なども組み込まれています。一方で、二回試験は、書面での起案ですので、練習のために即日起案と呼ばれる模擬試験も実施されます。

4. 実務修習

(1) 分野別実務修習(約8ヶ月間)

導入修習を終えると、各々が配属地へ移動し、実務修習が始まります。私は、岐阜に配属され、名古屋の自宅から通っていました。

配属地では、修習生が4班に分けられ、①民事裁判、②刑事裁判、③検察、④弁護を順番に回り、実務家の指導の下、実務を体験しながら学びます。問研起案と呼ばれる全国一斉試験も何度が実施されます。

① 民事裁判

民事裁判では、裁判所において、事件記録を読んだ上で、期日を傍聴し、裁判官と争点整理や訴訟指揮について意見を交換したり、質問をしたりします。また、要件事実の主張分析、事実認定などの起案を課題として出されます。

弁護士や検察官になる方は、執務室に入り、事件に対する裁判官の本音を聞く機会が二度とありません。裁判官が使用している実務書を見せていただき、積極的に質問することをおすすめします。

② 刑事裁判

刑事裁判では、公判前整理手続、公判審理、裁判員裁判などを傍聴し、事実認定や量刑についての起案を行います。

裁判員裁判の評議についても、裁判官にならなければ、二度と見る機会がでない貴重な機会です。

③ 検察

検察では、検察庁において、捜査実務や公判実務を行います。

捜査実務では、在宅事件と身柄事件を担当し、事件記録を検討して捜査方針を決定、被疑者の取調べを行って調書を作成し、起訴・不起訴など終局処分を決定します。身柄事件は、厳格な身柄拘束期間内に捜査を遂げる必要があるため、かなりの焦燥感を覚えます。

④ 弁護

弁護では、法律事務所に配属され、法律相談、証人尋問、接見など指導担当弁護士の活動に同席し、主張書面、弁論要旨などの起案を行います。

弁護士の活動は、とにかく多岐にわたり、指導担当弁護士だけでは全ての活動をフォローできないことがあります。そのため、特定の分野に通暁している他の弁護士をいわば里親として、一時的に里子に出される運用も取られています。

(2) 選択型実務修習(約2ヶ月)

様々なプログラムの中から各自が選択したものを体験します。プログラムは、刑務所見学から、新聞社で記者として働く職業体験まで幅広く用意されています。

5. 集合修習(約2ヶ月)

集合修習に入ると、講義に加えて模擬民事裁判、模擬刑事裁判を行います。即日起案も実施され、解説や個別指導を受けながら、二回試験へ備えます。

二回試験では、7時間半の起案を5日間行い、無事に乗り切れば、晴れて法曹となる資格が与えられます。合格率は、総じて高いので、体調を崩さないことを第一に考えるべきです。

6. 終わりに

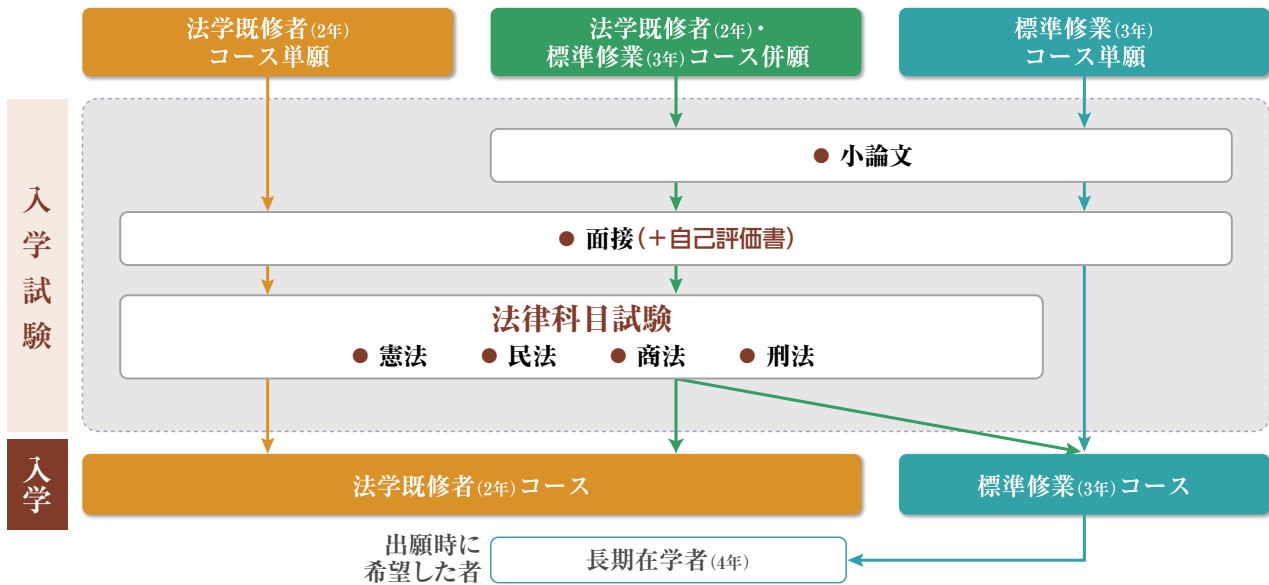
最後に一つだけお伝えしたいのは、修習同期とのつながりを大切にしたいということです。法曹となった後は、プロである以上、わからないことを安易に相談することはできません。そのような時も、苦楽を共にした同期とは、利害関係抜きに意見交換や失敗談の共有を行えます。是非とも、同期との親交は深めてください。

私の体験談が、皆さんの法曹を目指すモチベーションにつながれば幸いです。いつか実務の現場で皆さんとご一緒できる日を楽しみにしております。

アドミッションポリシー

多様な経験と実績を有する人が法曹となることが重要ですので、法務研究科への入学段階では必ずしも法的専門知識・能力を有している必要はありません。法務研究科は、変転する社会情勢の動向に鋭敏で強い関心を持ち、現代社会における人権や自由の在り方を真剣に考え、自己の意見を適切に示し、他者とコミュニケーションを図る能力を有し、具体的な問題解決のために、真摯で継続的な努力をし、論理的思考(コースにより法的専門知識と関わりのない論理的思考または法的専門知識を前提とした論理的思考)ができる将来の法曹に要求される能力・資質を持つ人の入学を求めています。

入試ガイド



【在学中受験について】

最終年次(法学既修者コース2年次、標準修業コース3年次)において、司法試験の在学中受験をすることが認められています。そのためには、受験の前年度に一定の科目を先行履修して修得し、また、学長の認定を受ける必要があります。

【標準修業コースにおける長期在学者制度について】

標準修業コースとしての入学を希望される方が、職業を有している等の理由で3年間の修了が困難であることが見込まれる場合に、3年間分の授業料で4年間の在学を許可する長期在学者制度を設けています。

入学試験の詳細については、**「入試要項」**にてご確認ください。

<https://depts.nanzan-u.ac.jp/grad/ls/>

※過去の入試問題は上記Webページ「受験生の方へ」に掲載しています。

充実した独自の経済的サポート制度

南山法科大学院では、入学試験成績または学業成績が一定水準以上の優れた在学生に対して独自の給付奨学金制度を設けています。また、院生の学費支弁のために、学費一部相当額を貸与してその奨学に資するための貸与奨学金制度も設けています。

南山法科大学院給付奨学金

①入学試験成績による給付奨学金

法学既修者コース入学試験成績優秀者 (合格者が1名の場合はA～C日程上位50%までの入学者 (採用人数は1名とする))	100万円
標準修業コース入学試験成績優秀者 A日程上位25%までの入学者	100万円
標準修業コース入学試験成績優秀者 (合格者が1名の場合はB～C日程上位50%までの入学者 (採用人数は1名とする))	50万円

②学業成績による給付奨学金

標準修業コース2年次ならびに同コース3年次および法学既修者コース2年次に在学の方が対象となります。

各年度成績優秀者上位20%までの者	50万円
各年度成績優秀者上位20%から40%までの者	30万円

※前年度の必修科目の成績に基づきます。

◆南山法科大学院 貸与奨学金

※日本学生支援機構の奨学生に採用されなかった者を対象として、30万円・50万円・100万円のうちから、希望する額を大学が貸与します(年額)。
※毎年度貸与を希望することができ、在学中は無利子です。

◆ロースクール奨学金ちゅうぶ

※中部地方の弁護士有志によって設立されたNPO法人による独自の奨学金です。毎年度入学者の中から中部地区の法科大学院より奨学金支給者が決定されています。詳細は同法人のWebページ(<https://lawsschubu.jp/>)をご覧ください。

南山法科大学院は、様々な取り組みを推進しています

◆ 法学部との連携・協力した法曹養成への取り組み

南山大学法学部では、法科大学院を目指す学生を対象とした「司法特修コース」を設けています。同コースにおいては、コース生用の演習科目を設けるほか、法律基本科目に相当する科目を中心に、法科大学院における教育課程との連続性・体系的バランスを図った科目の学年配置が行われています。また、3年次卒業（早期卒業）の制度を設けるとともに、4年次の司法特修コース生には、法科大学院の科目の先行履修や聴講をすることを認

めています。

このように、南山法科大学院は、法科大学院入学後の学修をスムーズに行い、修了後の1年以内の司法試験合格を可能にすべく、法学部との組織的連携を図り、法科大学院における教育と体系の取れた連続的教育プログラムの実施を行います。

◆ 名古屋大学との連携

南山法科大学院は、名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻との単位互換協定を締結しています。この協定に基づき、それぞれが開設する授業科目について、毎年度、単位互換科目を選定し、実施しています。さらに2021年度からは、演習科目（公法事例研究Ⅰ・Ⅱ）について、名古屋大学法科大学院と共同授業を行うという新しい試みを始めます。

これらの教育連携は、選択可能な授業科目メニューを豊富にすることはもちろんですが、これらの授業科目を通じて提供される学習環境は、他大学に所属する法科大学院生との知的交流の機会を提供するものであり、通常の授業科目とは一味違うものとなっています。

▶ 名古屋大学との単位互換科目（2025年度）

南山大学 地方自治法 消費者法 医療と法
名古屋大学 刑事学 ビジネス・プランニング

▶ 名古屋大学との共同開講科目（2025年度）

公法事例研究Ⅰ・Ⅱ

◆ 未修者教育の改革

南山法科大学院では、未修者教育を重視し、次のような改革を行っています。

- ①標準修業コース1年次は、主に、憲法、民法、刑法の講義科目を中心に履修するようにカリキュラムが組まれています（民事訴訟法、刑事訴訟法については、上記3科目の基礎知識を付けた上で、2年次からの受講となります）。
- ②1年次秋学期に、憲法、民法、刑法の基礎研究科目（6単位中4単位の選択必修）を配置し、上記3科目についての基礎学力の定着を目指しています。
- ③法科大学院での学習をスムーズに進めるためには、学習に必要な法律情報の入手・活用、判例の読み方などを学ぶ必要があります。自学自習のための

Self-Learningシステムを導入しており、学修の習熟度を確認したり、短答問題で自習をすることができます。

- ④法科大学院での学習では、法律的文章の書き方に早く慣れることが重要です。南山法科大学院では、法律的文章の作成能力を涵養するため、「リーガルライティング」を1年次春学期に配置しています。
- ⑤TKCの教育支援システムを利用し、WEB上で自学自習することができます。
- ⑥アドバイザーの指導の中で、未修者を念頭においた1年生ゼミ、その後の2年生ゼミも行っています。

南山大学法曹実務教育研究センター

Center for Legal Practice-Education and Research

南山大学は、「人間の尊厳」をモットーにして2004年4月に、南山法科大学院を設置しました。こうした中、本学経済学部在学中に医療過誤の被害者となり、長期療養の末に逝去された故稲垣克彦氏のご両親（稲垣克己・道子ご夫妻）から、2006年4月に「医療過誤を無くすために役立ててほしい」という趣旨の下にご寄付の申出があり、「稲垣克彦基金」が設立されました。ご寄付の意向を実現し、それを更に発展・充実していくため、「南山大学法曹実務教育研究センター」を設置し、2006年秋から活動を開始しました。

本センターは、具体的な事案を素材とする法科大学院生の「実務教育」、実務家教員と研究者教員の連携による「実務研究」、さらには弁護士を中心とした法曹の研鑽の場となることを目指し、法科大学院生の短期エクスターンシップ、医師模擬尋問、各種講演会・セミナーを開催しています。

今後はこれらの実績を更に発展・充実させるとともに、これまで153名（予備試験合格者を含む）の司法試験合格者を輩出した南山法科大学院の実績を生かし、実務法曹の研鑽の場をより充実させたいと考えています。

南山大学法曹実務教育研究センター長 久志本 修一

センターでは、法科大学院の学生に対する実務教育の研究ばかりではなく、法曹を対象とした研修（修了後研修）等も視野に入れて、以下の事業を行います。

1 法曹実務教育の研究と実践

- ◆ 法科大学院における院生に対する実務教育の研究
- ◆ 短期エクスターンシップ

2 法曹実務能力向上の推進事業

- ◆ 法曹実務に関する教育研修（卒後研修）の実施
- ◆ 医師模擬尋問
- ◆ 法曹実務に関する各種講演会・セミナーの開催

3 その他センターの目的達成に必要な事業

※それぞれの企画については順次大学のWebページ等で案内します。



2027年度 入試日程

	募集人員	出願期間【最終日消印有効】	試験日
A日程	15名	2026年6月5日(金)～6月15日(月)	2026年7月11日(土)・12日(日)
B日程	若干名	2026年9月4日(金)～9月14日(月)	2026年10月3日(土)・4日(日)
C日程	若干名	2027年1月7日(木)～1月15日(金)	2027年2月20日(土)・21日(日)

選抜方法 (1)小論文 (2)面接 (3)法律科目試験(憲法、刑法、民法、商法)

※各コースとも総合得点を最終の合否判定の基準とします。

標準修業コース

A日程試験	小論文 150点 面接を含む評価書 100点
B日程試験	小論文 150点 面接を含む評価書 100点
C日程試験	小論文 100点 面接を含む評価書 150点

検定料 5,000円

法学既修者コース

A日程試験	面接を含む評価書 150点 法律科目試験 500点
B日程試験	面接を含む評価書 150点 法律科目試験 500点
C日程試験	面接を含む評価書 150点 法律科目試験 500点

※法律科目試験は、法律科目の総得点300点以上で、4科目がそれぞれ40%以上の得点であることを合格の目安としています。<本学入学試験要項を必ずご確認ください。>



学生納付金 入学金 30万円

項目	1年次	2年次	3年次
授業料	100万円	100万円	100万円
施設設備費	20万円	20万円	20万円

※このほか、同窓会関係費、法学会会費が必要となります。



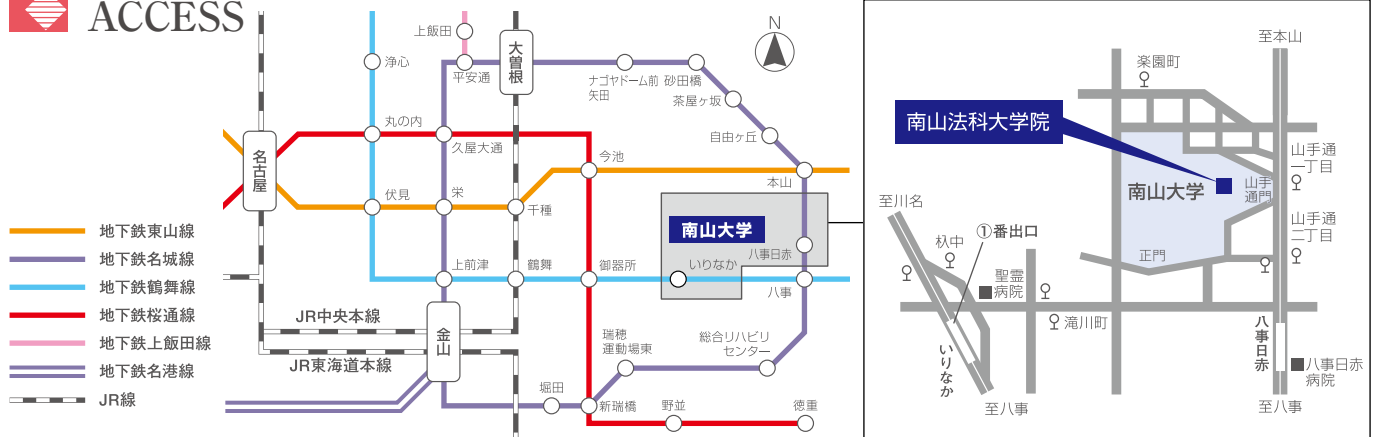
2026年度実施 学内開催 進学説明会日程

日程	開催内容	開催場所(南山大学 名古屋キャンパス)
5/9(土)	法科大学院入試説明会(A～C日程) ※説明会后、個別相談会形式で行います	A棟(法科大学院棟) 3階A31教室
7/18(土) 7/19(日)	・法科大学院個別相談会 ・A棟(法科大学院棟)見学	
12/5(土)	法科大学院入試説明会(C日程) ※説明会后、個別相談会形式で行います	

※開催時間および申込方法については、Webページをご確認ください。



ACCESS



■地下鉄名城線「八事日赤」駅より徒歩約8分 ■地下鉄鶴舞線「いりなか」駅①番出口より徒歩約15分

2026年4月発行

南山大学大学院法務研究科 (法科大学院)

〒466-8673 名古屋市昭和区山里町18番地
 法務研究科事務室 TEL:052-832-8011
 入学センター TEL:052-832-3119 E-mail:ml-grad@nanzan-u.ac.jp
<http://depts.nanzan-u.ac.jp/grad/ls/>